

国の行政機関の定員の純減についての経緯

H17 <u>12月</u>	24日 「行政改革の重要方針」の閣議決定 国の行政機関の定員（33.2万人）を今後5年間で5%以上純減。有識者会議の知見も活用し、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定。
H18 <u>1月</u>	6日 行政改革担当大臣から関係閣僚に対し8事項の検討要請 31日 【第1回行政減量・効率化有識者会議】
<u>2月</u>	8日 【第2回有識者会議】：追加検討要請事項の決定 10日 行政改革担当大臣から関係閣僚に対し7事項の追加検討要請
<u>3月</u> ~下旬	【有識者会議】各省ヒアリング 30日 「中間取りまとめ」 （第7回有識者会議） 31日 政府行政改革本部「配置転換、採用抑制等の枠組みについて」了承 行政改革担当大臣から各閣僚に対し協力要請
<u>4月</u>	【有識者会議】各省ヒアリング
<u>5月</u>	
30日	「最終取りまとめ」 （第17回有識者会議）
<u>6月</u>	2日 「行政改革推進法」の公布・施行 国の行政機関の定員を5年間で5%以上純減させる旨規定 23日 行政改革推進法に基づく「行政改革推進本部」設置 27日 【第1回行政改革推進本部】開催 30日 閣議決定 国の行政機関の定員の純減について 国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画 国家公務員雇用調整本部の設置 【第1回国家公務員雇用調整本部】開催 全体計画に係る運用方針、19年度実施計画の策定 等
~H23.3	毎年度の定員審査を通じて、純減の取組を厳しく精査 純減目標達成のため必要な配置転換、採用抑制等の取組を推進

地方公務員の定員の純減についての経緯

	地方公共団体の純減努力により、平成11年～平成16年で4.6%純減
H17 <u>3月</u> 29日	「新地方行革指針」(総務事務次官通知)を総務省が策定 地方公務員の総数に関して、過去5年間の実績である4.6%を上回る純減を図る必要があるとの考え方を示し、定員管理の数値目標を含めた「集中改革プラン」の平成17年度中の公表を要請。
<u>H17年度中</u>	各地方公共団体が「新地方行革指針」に基づき集中改革プランを策定
<u>12月</u> 24日	「行政改革の重要方針」の閣議決定 4.6%以上の純減確保に向けた各地方団体の真摯な取組及び国による定員関係の基準の見直しにより、一層の純減の上積みが確保されるよう取り組む。
H18 <u>4月</u> 10日 27日 ~ 5月	都道府県・政令市の数値目標の状況(速報)を公表 市区町村(政令市を除く)の数値目標の状況(速報)を公表 集中改革プランにおける定員管理の数値目標の状況(速報 H18.4.27) 平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間の純減率 6.2%() 4月27日時点で、公表されている42道府県、12政令市、1,469市区町村の加重平均であり、今後、変動する可能性あり
<u>6月</u> 2日	「行政改革推進法」の公布・施行 同法第55条第1項において、政府は、地方公務員の総数を5年間で4.6%以上純減させるよう厳格な管理を要請する旨等を規定。
~ H22.4	↓ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">各地方公共団体において集中改革プランの着実な実施を図り、不断の改革に取り組む</div>